様式第二十九号（第十九条関係）

標　　識

<table>
<tr><td colspan="4">宅地建物取引業者票
この標識は、宅地建物取引業法施行令第９条第３項の規定による届出の主要な内容とこの場所における業務の内容を表示しています。</td></tr>
<tr><td colspan="2">届出番号</td><td colspan="2">第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">届出年月日</td><td colspan="2">年　　月　　日</td></tr>
<tr><td colspan="2">商号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">代表者氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">主たる事務所の所在地</td><td colspan="2">電話番号（　　）　　—</td></tr>
<tr><td rowspan="3">この場所における業務の内容</td><td>業務の態様</td><td colspan="2">契約の締結・契約の申込みの受理等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">取り扱う宅地建物の内容</td><td>名称</td><td></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第 37 条の２の規定によるクーリング・オフ制度の適用ががあります。</td></tr>
<tr><td colspan="4">当社は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第１条第１項の信託業務の範囲内で宅地建物取引業を営んでおります。</td></tr>
</table>

48cm 以上

35 ㎝以上

備　考

１　本標識中、「届出番号」の欄には宅地建物取引業法施行令第９条第３項の規定による届出に係る番号を、「届出年月日」の欄には宅地建物取引業法施行令第９条第３項の規定による届出をした日を記載すること。

２　本標識中の次の文言は２センチメートル四方以上の大きさの文字で表示すること。

「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第３７条の２の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」